

北海道開拓移民の研究

——伊達士族移民の移住と定着——

菊 池 芳 樹

はじめに

北海道開拓は日本の近代化における一大事業であった。幕藩時代までの限定された蝦夷地の土地利用と比較すると、明治新政府の開拓政策の遂行に始まる一世紀余りにわたる北海道開拓の実績、発展の軌跡は近代史上特筆されるべきことである。

現代の開発途上国の諸問題のひとつに農村から都市への過度な人口集中の問題がある。都市が受容できる能力以上の人口が農村から集中し、いわゆる過剰都市化の現象が生じている。この事実は、途上国において農村や未開発地域の開発の進捗状況がかんばしくないことを示すものである。途上国における都市と農村の貧富の差が著しく大きいことが都市への人口集中を加速している。これらの途上国は日本の北海道開拓を国内開発の先駆的で模範的な事例として認めている。北海道開拓における開拓地の選定、土地政策、移民の選択と保護、開拓のための制度、組織の形成などについての日本の経験は途上国にとってある種の教訓となりうるものである。

また最近の北日本地域の21世紀にむけての開発論議において、あらためて東北と北海道とのつながりが強調されている。東北、日本海側沿岸地域と北海道が一帯となった北の論理にもとづく将来構想が描かれようとしている。しかし、このような構想は現代に新しく登場したものではない。少なくとも明治初期、北海道開拓の萌芽の時期まで遡ることができる。北海道開拓は国家的事業であったが、東北の近代化にとっても重要な意味をもつものであった。農業開拓に適した土地を求めて移住する移民の流れが東北から北海道へ向かって形成され

た。そのなかには集団で移住し、第二の郷土となるような開拓村を創成した事例があった。北海道開拓に携わった東北出身者は実に多いのである。東北と北海道のつながりは歴史的に密接なものである。

本研究は、北海道開拓の初期に東北から北海道へ家中挙げての移住を試みた伊達士族移民の移住から定着までの過程を人口移動論の視点から再現し、追跡したものである。伊達士族の開拓移住の事例に移民政策、開発政策にとっての重要な一般的要件が認められるのではないかという問題意識をこの研究はもっている。

なお、本研究で記述される史実は主に『伊達町史』によるものである。

I 初期の北海道開拓政策と移民

蝦夷地が北海道に改められたのは明治2年(1869のことである。同年に開拓使が設置され、それが明治15年(1882)までの初期の北海道開拓の中心的機関となった。

幕藩体制下において蝦夷地は古くは松前藩の所領とされた。松前藩は場所請負制度を導入し、漁業と交易を保護する支配を行っていた。ところが幕末になると、幕府はロシアの南下を危惧して蝦夷地を2度にわたり直轄した。幕府は奥州諸藩に蝦夷地警備を命じ、出兵させた。なかでも仙台藩はその中心的役割を果たした。幕府は警備のなかに八王子千人同心による開拓、募移民による開拓、旗本、御家人による開拓を奨励したが、かんばしい開拓成績をあげることはできなかった。

明治新政府はロシアに対する北門警備と近代化政策のひとつである殖産興業政策の一環とし

て北海道の農業開拓を推進した。北海道と改称されたとはいえ極寒の地、荒蕪地に移民を招来し、定着させることは困難であった。開拓使は試行錯誤の末に直接的な移民保護政策や土地政策をとりながら開拓の基礎をつくった。明治維新という大きな社会変動によって、多くの社会的過剰人口が発生したが、開拓の初期に良質な移民を確保することは難しかった。

政府は明治2年7月の太政官布告によって開拓志願者に土地を割り渡す政策をとった。これに対して1省1府25藩8士族団体2寺院が開拓を願い出た。しかしこの中で実際に開拓に着手したのは一部の集団に限られた。たとえば明治維新によって領地を失った士族集団が最も熱心に開拓を志すような状況であった。初期の開拓移民は、開拓使の移民政策による移民、諸藩ならびに士族集団、漁場持ち（経営者）による移民の3つに大別される。これらの移民は内地の生活困窮者や政治的敗残者であることが多かった。やがて開拓がすすむにつれて、屯田兵、会社組織や農業団体による移民、大農場の小作移民などが増えた。北海道開拓移民が増加した背景には士族授産政策の展開、寄生地主制の発展と農民層の分解があった。

伊達士族移民は初期の士族集団の移民のひとつであり、開拓に成功した代表的事例である。仙台藩の一門筆頭の地位にあった亘理（わたり）・宇多両郡の領主伊達邦成（だて くにしげ）とその家中が、明治維新後の変動期に大挙して北海道の有珠（うす）に開拓移住した。その移住と定着の過程には多くの困難があったが、後に開拓の実績をあげたことから伊達士族移民は北海道開拓の先駆的存在としてみなされた。その過程を次のような分析枠組によって追跡する。

II 移住と定着過程の分析枠組

移住すなわち人口移動を分析するためのひとつの興味深い理論がある。リー（Everett S. Lee）は移動（migration）を永久的または半永久的な転居と定義し、すべての移動は始発地（origin）と到着地（destination），それから距離

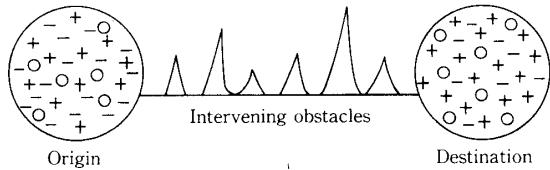


図1 人口移動の分析枠組

（注）origin（始発地）、destination（到着地）
intervening obstacles（介在する障害）
(引用) Everett S. Lee, "A Theory of Migration", in J.A. Jackson (ed), *Migration*, Cambridge at the University Press in 1969, p. 286.

のような両地域間に介在する障害（intervening obstacles）を必然的に伴うものと規定している（図1）。また移動の過程に作用する要因を大別すると、始発地にかかる要因、到着地にかかる要因、両地域間に介在する障害、人的な要因の4つがあり、各々の地域には無数の要因が混在している。そのなかには人びとを始発地に引き寄せる要因や到着地に引き付ける要因（いずれも図1の+記号）があり、逆に始発地から人びとを排出する要因や到着地で受け入れを阻止する要因（-記号）がある。一方、移動者の感性、思考力、状況認識、ライフサイクルという人的な要因は個人の移動を促進、あるいは阻止する要因となりうるとしている¹⁾。

本研究では以上のようなリーの人口移動理論の基本的な枠組を伊達士族の開拓移住の分析に応用する。すなわち、伊達士族の移住における始発地は亘理であり、到着地は有珠である。始発地・亘理において伊達士族の移住を引き止める要因（移住の阻止要因）、逆に伊達士族を排出する要因（移住の促進要因）は何であったか。他方、到着地・有珠において伊達士族を引き寄せ、定着を促す要因（定着の促進要因）、逆に伊達士族の定着を阻止し、離散させる要因（定着の阻止要因）は何であったかという始発地と到着地にかかる4つの要因をはじめに分析する。次に両地域に介在する障害について、および移住の主体である伊達士族の人的な要因について取り上げる。

III 伊達土族移民の移住と定着

1 開拓移民の概況

明治以降の北海道の人口変動に関する統計のひとつに上原轍三郎の研究²⁾がある。それによると、明治年間の北海道の人口増加は主に社会増加によるものであり、大正中期に社会増加の勢いが減退したとされている。しかし明治初期の開拓使時代の人口の流入はそれほど大規模なものではなかった。人口の流入すなわち移民の増減は当時の移民政策に左右された。たとえば明治2年11月に定められた「移民扶助規則」は農業募移民に対して直接的に手厚い保護を与えるものであったが、開拓の成績があがらないなどの理由で明治5年(1872)にこの規則は改正され、無理な移民の募集を行わず、開拓に意欲的な自移民を間接的に保護するような移民政策へ転換される。政策の転換は流入人口の増減に影響し、明治5年頃まで流入人口が増加しつつあったものが急減してしまうほど不安定な状況であった。北海道開拓の意義は強調されたが、それに必要な開拓移民の確保は困難であった。

このような状況下に伊達土族移民は開拓使時代に通算9回にわたる集団移住を試み、計2,804人が渡道した(表1)。それも開拓初期の明治3年(1870)3月から明治6年(1873)6月までの3年間に2,260人が移住したということは特筆すべきことである。藩政時代の伊達邦成家中は1,362戸7,854人³⁾という記録があるが、単純にこれを母集団として考えるならば家中の約4割近くが北海道へ移住したことになる。

大規模な集団移住であり、近代における転封⁴⁾とさえ表現されるが、他方で移住しなかった人びとがいたことに気がつく。家中には明治

初年に死亡した人もいたであろうが、亘理で在地帰農した人や有珠以外の他の地域へ転出した人がいたであろうと推測される。北海道への移住、非移住に関して、ある種の選択力が働いたと考えられる。

2 始発地・亘理における移住の要因

(1) 移住の阻止要因

① 失祿土族に対する帰農政策

戊辰戦争に敗れた仙台藩は賊軍、朝敵の扱いを受け、62万石から28万石へ減封された。領地は名取・宮城・黒川・玉造全郡と志田郡43村の仙央地域に限定された。旧領地のうち仙南地域の刈田・柴田・伊具・亘理・宇多郡は没収された。ここに盛岡藩が転封を命じられた。また仙北地域は諸藩による分割委任統治地域とされた⁵⁾。

仙台藩はこの政治変動による難局に直面し、特に財政上の打開策を講じることが急務とされた。第1に地方知行を廃止し、稟米(りんまい)制を実施した。仙台宗藩の減禄に際し、家臣の身分に応じた扶持米の配分が行われた。一門筆頭であった伊達邦成できえ58石5斗に削減された。第2に下級武士の解放を行った。在郷の番士・郷士・給士・足軽そして藩召し抱えの職人に暇を出した。第3に中級・上級武士に対して在地帰農政策をとった。扶持米のみでは土族の生活が困窮するため旧知行を離れずに農民となることで生活を維持することを勧めた。仙北地域では在地帰農が実現した。この地域で旧知行主が帰農すると旧知行地の所有権が認められたからである。たとえば涌谷領では明治3年(1870)4月までに家中2,690人中約86%にあたる2,324人が帰農した⁶⁾。

ところが仙南地域では帰農が円滑にすすまな

表1 伊達邦成家の北海道移住

回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
時期	明治3年3月	3年8月	4年2月	5年3月	6年6月	7年4月	8年5月	13年3月	14年4月	12カ年
人数	255	86	869	488	562	58	56	358	72	2,804

(資料) 伊達市編『朔北に挑む』昭和55年、末尾年表による。

かった。この地域は盛岡藩の新領地とされ、帰農しても土地所有権は認められなかった。伊達士族が在地帰農することは盛岡藩の領民、農民になることを意味した。ここに後述するような伊達邦成とその家中に帰農の是非をめぐる葛藤が生じる。そのような邦成家の動きとは別に、仙台宗藩による帰農政策は積極的にすすめられ、仙南5郡の旧陪臣の帰農を政府に願い出、許可された。また亘理領の農民は独自に政府に対して土農共同で耕作を願う旨の嘆願書を提出し、旧支配層であった邦成家の領外への離散を引き止めようとした⁷⁾。

② 移住費用の捻出

仙台宗藩の政策や亘理領民の願いに反して、邦成家中は北海道開拓移住を決断し、実行することになるが、その移住費用の捻出は当時の社会情勢からすると容易なことではなかった。邦成自身が費用捻出のために奔走したが、家中の多くはなかなか金策のめどがつかなかったのが実情であった。集団移住のための渡航船の手配や扶助米の購入には多大な資金が必要であった上に、各移民は自己資金を工面しなければならなかった。移住費用の捻出は移住の時期を遅らせたり、実現不可能にした要因としてみなされる。

移住の機会を待つ士族の生活の維持はどうになされたのか。仙南5郡が盛岡藩の新領地となってからも各家中は暫定的に旧知行地の自耕作を認めてもらい、租税を納めていたが、盛岡藩の盛岡復領後、角田県の統治になると制約が加えられ、従来の半高にあたる分の耕作を認められたにすぎなかった⁸⁾。明らかに生計困難、経済的破綻を来たしたのである。

(2) 移住の促進要因

① 帰農の拒否

上述のように領地没収、禄高の大削減という変動期に仙台宗藩は在地帰農政策をとったが、仙南地域には特殊な事情があり、帰農化が円滑にはすすまなかった。亘理・宇多両郡の場合はその典型であった。両郡は盛岡藩の移封先の新領地とされ、もし伊達邦成家中が在地帰農することになれば、それは盛岡藩の領民となり、そ

の支配を被ることを意味した。帰農するか否かの議論が家中でなされ、結論として在地帰農を拒否し、北海道に新天地を求めるうことになった。

拒否の理由であるが、伊達士族の人的な要因が大きく作用したからである。確固たる士族意識をもつ伊達士族は、脱刀し、士族身分を捨てることに大きな抵抗があった。士族の多くは自耕作の経験があり、兵農相兼、すなわち士族身分を保ちながら農耕に従事するのであればともかく、身分を捨て農耕に専念することは、ある種の屈辱とされた。さらに仙台藩からみると格下の盛岡藩の領民になることにも抵抗があった。士族身分を保つこと、邦成の下に主従が結束することが何よりも優先された。

帰農を拒否した以上は旧領にとどまることはできなかった。すみやかに他地域に移住しなければならなかった。帰農の拒否は移住の決定的な促進要因、排出要因となった。

② 政府の北海道開拓政策

伊達士族も実質的に帰農せざるを得ないことは認識していたはずである。しかし、それには大義名分が必要だったのである。そこに政府の北海道開拓政策が出現したのである。既に幕藩体制下に幕府はロシアの南下に備えて蝦夷地警備を行ったが、新政府も同様な危惧をもち、北門警備を急がなければならなかった。同時に、未開拓に近かった北海道に農業をはじめ殖産興業を実現すること、失祿士族などの内地の過剰人口を移住させることが課題とされ、明治初期に北海道開拓政策が推進された。

この政策は伊達士族にとって兵農相兼の大義名分となりえたし、かつての蝦夷地警備の経験の延長線上のこととして受け止められた。もはや在地帰農を拒否し、移住先を求めていた邦成家中にとって、新政府による開拓政策はまさに渡りに船のようなものであったであろう。

伊達邦成と旧家老の田村頤允は北海道への開拓移住に積極的であり、明治2年7月の太政官布告以前に移住許可請願の動きに出たともいわれる⁹⁾。明治2年8月に政府は伊達邦成の請願に対して支配辞令を交付した。辞令には自費で移住すること、および地所割り渡しについて明

記されていたが、具体的な支配地（入植地）については後日申し渡すこととされた。伊達邦成らは蝦夷地警備の経験から支配地としてサル（妙流）、ニイカッフ（新冠）を希望したが¹⁰⁾、太政官は胆振国有珠郡の支配を命じた。当時の有珠郡は漁獲量も少なく、火山灰地で開拓に不適と思われたが、実際には温暖、肥沃な土地であり、道内では開拓に適した地域であった。北海道移住をめぐって、伊達邦成と仙台宗藩の間に一時あつれきが生じた。在地帰農を勧める仙台宗藩に伊達邦成は従わずに移住を決意したわけであるから、それは当然のことであった。しかし、やがて北海道移住は藩全体の流れとなった。他の家中も支配請願を申し出、片倉邦憲（白石藩）は幌別郡、石川邦光（角田藩）は室蘭郡、伊達邦直（岩出山藩）は札幌郡と空地郡内的一部の支配を認められた¹¹⁾。在地帰農政策に加えて、北海道開拓移住が変動期における経済的破綻に対する仙台藩のひとつの打開策とされた。

3 到着地・有珠における定着の要因

(1) 定着の促進要因

① 肥沃な支配地・有珠

有珠には古くから和人の往来があった。有珠善光寺、有珠場所、幕府の牧場が存在し、自給自足のための小規模な耕地が開拓されていた。伊達土族の移住が開拓される直前の有珠の戸口は、和人約7戸40人余り、アイヌ105戸530人という記録がある¹²⁾。

邦成らは支配辞令を受けるとすぐに有珠へ向い、移住の事前の調査を行い、有珠は予想外に肥沃であると判断し、家中の挙家移住をめざす計画を企てた。ただし、有珠場所の漁獲量は北海道の西部地域に比較すると少なかった。そこで積極的に農業開拓をめざさざるをえなかつた。初期に支配地の割り渡しを望んだ諸藩の目的は農業開拓よりもむしろ藩政時代から存在した場所の豊富な漁利を求めたものであったから、一般に漁利の少ない支配地を受領した場合には開拓に消極的になることが多かった。

② 先住民との良好な関係

先住民は伊達土族移民を受け入れ、開拓に協力した。伊達土族は先住民との関係を良好に保

つよう努力した。有珠にはやがて先住民より伊達土族の方が多くなるが、文化変容という視点からみると、伊達土族の移住とともに伊達土族の文化を有珠へ移入したことに等しく、たとえば先住民との間で著しい文化の葛藤などは生じなかつた。移住に伴つて文化を同時移入し、それを継承発展させ、先住民に対しては撫育するように接した。

③ 開拓使貢属と出仕

皮肉にも後述するように支配罷免と民籍編入が邦成らの開拓を成功に導く要因となつたが、一方では開拓使との関係を好転するような邦成らの努力があった。ひとつは明治4年(1871)3月に亘理から有珠へ本籍を異動し、開拓使貢属となり、帰農せずに開拓使の保護を受けられるよう模索したことである。この結果、有珠隣郡の虻田郡の増支配を認められ、また「移民扶助規則」の適用を受けることが可能となつた¹³⁾。

他方、明治5年4月に伊達邦成と田村顯允が開拓使に出仕した。開拓使に仕えることによって家中の開拓を円滑に推進しようとした。この2人は終始開拓を先導する役割を果たした。

④ 政府の移民・土地政策

初期の政府の移民政策は直接的保護の色彩が強かつた。財政事情ならびに開拓の進捗状況から徐々に扶助が削減され、間接的保護政策へ転換された。しかし、開拓使は伊達移民を厚遇し、特例的に扶助米金を給付した。

明治5年9月に「北海道土地売貸規則」ならびに「地所規則」が定められた。これらは、ある一定期間に開拓されるならば、その墾成地に地券を発行し、所有権を認めるという規則であった。これにより開拓の実績しだいで土地の所有が可能になったわけで、伊達移民の開拓意欲が向上した。

⑤ 屯田兵制度

明治7年(1874)に「開拓使屯田兵例則」が定められた。まさに兵農相兼の制度の誕生であった。開拓使募移民による開拓が失敗したのに対して、たとえば伊達移民の開拓成績が顕著であったため、土族授産政策の一環として内地の失祿土族を北海道へ移民として招来する制度

が考えられた。この時期あたりから、伊達移民は開拓の先駆者としてみなされるようになったと思われる。

伊達移民のなかから屯田兵募集に応じた者があり、第1回屯田兵として36戸157人が琴似、山鼻の屯田兵村に入植した¹⁴⁾。

⑥ 新しい農業技術

開拓使との関係が好転し、伊達移民に対する評価が高まるにつれ、伊達移民の開拓に種々の便宜がはかられた。新しい農業技術の紹介と導入もそのひとつである。

たとえば明治7年5月に邦成らは開拓使に対して西洋式プラウ（耕作機）の払い下げと技術伝習を請願した。開拓使は「西洋農具払い下げ規則」を制定し、伊達移民に西洋式プラウその他の払い下げを認めた。この結果、有珠において西洋式プラウ農業が実現し、明治7~8年(1874~1875)にかけて約500町歩の新墾地を開拓することに成功した¹⁵⁾。

開拓使が有珠を一種のパイロットファーム（実験農場）のようにみなすようになったので、これ以降有珠には新型の西洋式農具が有利な条件で払い下げられるようになった。その他に開拓使は伊達移民に農社を組織させたり、各種実験栽培を試みさせるなど積極的に援助や指導を行った。

⑦ 興業授産計画の推進

明治11年(1878)から有珠では興業授産計画が推進された。邦成らは物産の委託販売、米穀購入、絞油、製鋼、製麻、製塩、培養、学校建造、桑園開拓、橋梁架設、硫黄採掘などを試みた¹⁶⁾。さらに、明治13年(1880)には内務省が有珠に官営製糖所を設置した。一連の興業授産計画の進展によって、邦成らは相当の積立金をすること、米穀の備蓄をすることができるようになった。開拓初期に比較すると財政が非常に安定したのであった。この時期の第8・9回移住として430名の大規模な移民を受け入れた。

(2) 定着の阻止要因

① 増支配請願の失敗

伊達士族は兵農相兼を大義名分として掲げ、開拓の意欲をもって移住したのであったが、そ

の定着の過程において種々の困難、特に経済的困難に遭遇し、いく度か挫折しそうになった。

邦成家中は明治3年3月に第1回の移住を開始してから間もなく、移民の増加を見込んで支配地を拡大する増支配の請願を行った。鹿児島藩が支配返上した日高国浦河、様似、三石の3郡の増支配を希望した。ところが政府はこの請願を認めなかった。有珠は予想外に開拓に適した土地であることが判明し、増支配は過分なこととして願い出が退けられた¹⁷⁾。

② 帰農の再拒否

邦成家中は亘理において仙台宗藩の帰農の勧めを断って有珠に移住したのであったが、今度は政府、開拓使の帰農政策に直面する。当初の移民政策は順調にすすまなかったので、開拓使は伊達士族の移住の様子から彼らを帰農させ、「移民扶助規則」の対象とし、直接的に保護し、扶助を与えて開拓成績を向上させようとしたのか、執拗に帰農を勧めた。明治2年の「移民扶助規則」によって、農業募移民に対して旅費、住居、農具、種子、食糧、開墾料などが手厚く支給された。白石藩の片倉主従はこの規則の適用を受け、開拓使募移民として幌別に入植したが、邦成らはあくまで帰農を拒否した。したがって当初開拓使との関係は必ずしも良好でなく、あくまで独自の開拓を試みなければならなかつた。

③ 経済的困窮

初期の開拓成績は不良であり、収穫物はほとんどなく、亘理から準備してきた食糧や開拓資金が底をつく有様であった。移住直後に経済的破綻を来すことになり、なかには開拓を放棄して亘理にもどろうとする者が始めた。この結果、邦成らは開拓使に窮状を訴え、経済的援助を申し出た。開拓使は明治4年7月に米400石、同年12月に金500両と函館御積米を一時貸与した¹⁸⁾。

④ 支配罷免の通達

政府は明治4年7月に廃藩置県を断行した。開拓使が北海道を支配統治することになった。そこで邦成らも支配を罷免されることになり、有珠の土地、財産、住民は全て開拓使の支配下

に入った。新しく北海道の地で兵農相兼のかたちで御家再興をめざしていた邦成家中は大きく動搖したが、開拓を断念して他に選択することができる方途はもはや残されていなかった。

⑤ 民籍編入

政府は廃藩置県後も秩禄処分がなされるまでの間、士族に対して旧禄を支配した。邦成らは開拓使貢属になっていたので開拓使に旧禄を請求したところ、開拓使は旧仙台藩士を民籍に降下編入することに決定した。士族の身分を剥奪された家中の動搖は大きかった。

しかし上述のように、支配を罷免され、民籍に編入されたことは、伊達移民が開拓使の一般募移民として扶助の対象とされ、後に優れた開拓成績をあげることを可能にする要因となつたのである。

4 始発地と到着地に介在する要因

一般に、人口移動において、始発地と到着地の間の距離は移動の障害となる要因とみなされる。距離に関連して、交通手段や移動の時間、費用が問題となる。

邦成らは本格的な移住を開始する以前に、有珠の調査を行った。その調査の記録は「蝦夷地跋渉（ばっしょう）日誌¹⁹⁾」として残されている。この記録から推測すると、亘理から有珠へ陸路（一部海路）で向かった場合に約2週間ほど要したと思われる。邦成が有珠へ向かった経路をたどると、亘理から青森まで陸路約10日、青森から函館まで海路1日、函館から有珠まで陸路約5日を要している。

また第1回移住の渡航から推測すると、海路をとった場合、約1週間ほど要したと思われる。亘理からショガ崎に至り、船で寒風沢に越え、寒風沢から函館を経由して元室蘭に着航、さらに陸路で有珠に向わなければならなかつた。

陸路より海路の方が移住のために要する日数が少なかつたため邦成らは海路を選択したが、正式な航路ではなかつたので、渡航船の調達、食糧、水などの確保に相当の費用が必要であった。しかもそれを自費で賄わなければならなかつた。交通機関が不便であった明治初期に北海道へ移住した人びとは東北地方、日本海沿岸地方の出

身者が多かつた。その理由は、西南地方に比較すると、これらの地方は北海道に対する地理的近接性と人びとの経験や知識があつたためである。

5 伊達土族の人的な要因

① 強固な土族意識と組織

伊達邦成とその家臣の間には非常に強い主従関係が形成されていた。新時代が到来しても多くの旧武士階級はその社会的地位を示す「土族」身分に固執していたが、邦成らもその例外ではなかつた。また彼らの身分へのこだわりは「御家」の存続をも意味した。邦成らの北海道移住は御家再興の機会として家中に受け止められたことにもそれは明らかなことである。

強固な土族意識はあくまで帰農を拒否する要因となり、亘理からの移住を促進する要因となつたが、他方で大規模な移住を実現し、有珠における定着を促進する要因ともなりえた。したがつて、土族意識は伊達移民集団の構成原理であったとみなすことができる。邦成らは開拓使により民籍編入を余儀なくされ、形式的に土族身分を失うことさえあったが、主君の邦成と家老の田村という2人の優れた指導者の下に土族意識を基底とした独自の組織を形成した。

第1回移民が有珠に入植後、明治3年4月に「永久組合」が組織された。これは隣保協力および相互扶助を目的とする5人組の組織であった。明治4年3月に「職制」が定められ、5人組の組織が強化された独自の統治組織が誕生した。「職制」は執事、副執事、参事、番士長、出納司から筆生に至る20の職制訳から成つてゐる。さらに編合規則と刑罰規則が規定された²⁰⁾。

開拓使時代を経て、北海道が三県一局によつて支配されるようになると、明治18年(1885)に士族復籍が認められた。伊達土族は士族契約会を結成して、武士道そのものを内容とする「士族契約」を定めた。

② 蝦夷地警備の経験

仙台藩は幕府から2度の蝦夷地警備を命じられた。第1回蝦夷地警備は文化5年(1808)1月から11月にわたり、仙台藩はこの間総勢2,000人余りを出兵、押捉・国後両島ならびに箱館に

駐屯させた²¹⁾。第2回の警備として、仙台藩は安政3年(1856)に東蝦夷地の諸島および勇払、根室、択捉両島に士卒220人を出兵した。この際、仙台藩は幕府に対して東蝦夷地の所領を願い出ている。安政6年(1859)に幕府は白老、十勝、厚岸、根室、西別境までの東蝦夷地と国後・択捉両島の所領を仙台藩に許可した。併せて、幌泉、釧路、沙納の警備を命じた²²⁾。この時に仙台藩は開拓を模索したが、実現しなかった。

伊達士族はこのような蝦夷地警備の経験を通して、蝦夷地・北海道に関する知識をもっていたのである。したがって、政府の北海道の支配地割り渡しの際には旧所領の一部を希望したほどであった。ロシアの南下に備えて北門を警備し、かつて計画倒れに終わった開拓を実現するという目的を新たにもつことができる機会として北海道開拓移住が伊達士族に受け入れられたのである。

③ 農耕の経験

伊達士族は農耕の経験が豊富であった。仙台藩の禄制では年貢徴収による常禄のほかに、家臣の自耕作による付加禄を公認していた。家臣が私費で開墾した耕地を「奉公人前高」あるいは「手作前高」と称し、在来百姓が工作する「百姓人前高」と区別した。藩の奨励により、伊達士族は自耕作を経験し、兵農相兼の生活を維持していた。ちなみに亘理・宇多両郡における「奉公人前高」は6,941石5斗2升ほどあったという記録がある²³⁾。

む す び

「大地の侍」とも呼ばれるような士族移民による北海道開拓は好成績をあげることができたが、そのためには彼らは多くの困難を乗り越えなければならなかった。伊達邦成らの移住をみても明らかのように、移住それ自体が半ば強制されたものであった。邦成らはあたかも政府の移民政策のひとつの対象になったかのように見えるが、もとより政治変動によってその居場所を失った結果の移住の選択であった。その移住と定着にかかる阻害要因を時には促進要因に

転化させるなどして数次にわたる大規模な移民の移住を実現したのである。それは後に伊達町の形成、伊達市の拡大発展として結実していく。この歴史的経験から、たとえば次のような示唆を得ることができる。

伊達邦成と田村顯允という2人の優れた指導者の存在、そして封建的主従関係と支配階級としての身分を堅持しようとする家臣の強固な士族意識が移民集団をひとつの社会集団として円滑に機能させた。これは移民の質と移民集団の構成がいかに重要であるかということを示唆している。開拓初期の募移民に直接保護を施してもやがて離散し、開拓が失敗に帰する事例が多くあった。現代の発展途上国においても移民は開拓のための扶助を享受できる間は移住地に滞在するが、やがて離散し、開拓の成績があがらない事例が目立つといわれる。

のことに関連して、開拓使の移民保護政策が財政的制約もあり、間接的保護へ転換されたことは結果として功を奏したことには注目しなければならない。すなわち伊達移民のように開拓意欲があり、好成績をあげる移民に対して厚い保護を与えたことは良質な移民を選抜し、その開拓を効率よく援助することになったのである。事実上、開拓資金の重点的傾斜配分を行ったことになる。開拓の初期には移民集団のモデルやパイロットファームを設定し、それに集中して援助、育成を行う必要がある。

土地政策も重要である。第一に開拓地の選定が問題となる。事前の調査により、真に開拓の可能性のある土地に移民を入植させるべきである。当然のことながら、開拓に不適な土地に入植した移民ほど開拓を放棄し、離散することが多かった。開拓が北海道全土に拡大してくると、開拓に適した土地が少なくなったが、それは移民の減少につながった。移民にとって農耕のための土地所有が最大関心事であった。業績主義的に土地所有を認める政策は移民の定着にとって不可欠なことである。

人口移動論の視点から伊達士族の移住において、さらに解説したい点がある。そのひとつは彼らは拳家移住をめざし、数次にわたる移住を

くり返したわけであるが、その移住の順位はどのようにして決められたかということである。第1回移住により主君邦成自らが渡道したわけであり、それに重臣、上士が随行したものと推測される。各回の移民の編成を知ることを手がかりにして、実際の移住の詳細な様子を把握することができないものであろうか。

他方、移住の始発地・亘理と到着地・有珠の間にある種の情報伝達網が形成されたと推測されるが、うわさや口コミのような私信が主であったのか、あるいは両者に公的な連絡機関が存在したのか。発展途上国における農村から都市への連鎖移動は口コミによることが多いようであるが、かつてのポーランドからアメリカへの大規模な農業移民の事例をみると、移民のための連絡事務局のような機関が設置されていた。

伊達邦成家中において、有珠への移住を実現しなかった士族、非移住士族のその後はどのような状況であったであろうか。なぜ移住しなかったのか。亘理において在地帰農したのか。それとも他地域に転出、離散したのか。

有珠から亘理へもどった移民あるいは他の地域に転出した移民はいなかったか。いわゆる移民の流れにおける還流移動についても知りたい。開拓に挫折した移民や世の中が安定するとともに亘理の望郷の念にかられた移民が存在したであろう。

このような点についての解明のためには、伊達士族の私信、記録などにあらわれた生活史を分析する方法が有効であろう。

北海道開拓は新政府が幕府の蝦夷地経営を継承するかたちで当初すすめられたが、日本の近代化にとっての一大事業であったことは間違いないことである。特に東北の近代化にとって北海道開拓は重要な意味をもっていたことは、本研究において追跡した伊達士族移民の事例にも明らかなるおりである。会津藩にとってもしか

りである。会津藩は下北の斗南藩への移封と北海道移住を余儀なくされ、変動期を経過した経験をもつ。こうしてみると、激動の時代の東北諸藩、特に賊軍とされた人びとにとって、北海道は新天地というよりもむしろ緊急避難の地であったといえよう。

注

- 1) Everett S. Lee, "A Theory of Migration", in J.A. Jackson (ed), *Migration*, Cambridge at the University Press in 1969, pp. 282-297
なお、富田富士雄『人口社会学の基本問題』新評論、1977年、197~202ページにLeeの理論の要約的解説がある。
- 2) 上原轍三郎『土地と人口』1964年、486~489ページ。
- 3) 渡辺 茂編『伊達町史』上巻、三一書房、1972年、332ページ。
- 4) 高橋富雄『宮城県の歴史』山川出版社、1969年、225ページ。
- 5) 同書、220ページ。
- 6) 同書、224ページ。
- 7) 渡辺、前掲書、333~336ページ。
- 8) 同書、445~446ページ。
- 9) 同書、336~337ページ。
- 10) 同書、348ページ。
- 11) 『新北海道史』第3巻、北海道、1971年、325~326ページ。
- 12) 渡辺、前掲書、460ページ。
- 13) 同書、384ページ。
- 14) 同書、431ページ。
- 15) 渡辺 茂編『伊達町史』下巻、三一書房、1972年、19ページ。
- 16) 前掲、新北海道史、334ページ。
- 17) 渡辺、前掲書、上巻、378~379ページ。
- 18) 同書、386~388ページ。
- 19) 同書、352~361ページ。
- 20) 同書、401~406ページ。
- 21) 『宮城県史』第2巻近代史、宮城県、1966年、636~637ページ。
- 22) 同書、666ページ。
- 23) 渡辺、前掲書、上巻、371ページ。